

# じん肺有所見の方に発生した 肺がんの労災補償上の 取扱いが変わりました



じん肺の所見がある方に発生した原発性の肺がんについて、  
平成14年11月11日以降、労災補償の対象が以下のように変更となりました。

## 改正前

じん肺管理区分が  
管理3又は管理4と決定された方  
(管理3又は管理4に相当すると認められる方を含む)



## 改正後

じん肺管理区分が  
管理2、管理3又は管理4と  
決定された方  
(管理2、管理3又は管理4に相当すると認められる方を含む)



厚生労働省では、「じん肺と肺がんは医学的関連性を有している」とする専門家による検討会報告書を踏まえ、じん肺の所見がある方に発生した肺がんの労災補償上の取扱いを平成14年11月11日に改正し、都道府県労働局に対して通達しました。また、平成15年4月1日以降、原発性の肺がんは、じん肺の法定合併症として取り扱われます。